

「新宿区無電柱化推進計画」（素案）からの主な変更点

「新宿区無電柱化推進計画」（素案）からパブリック・コメント等を踏まえて修正します。

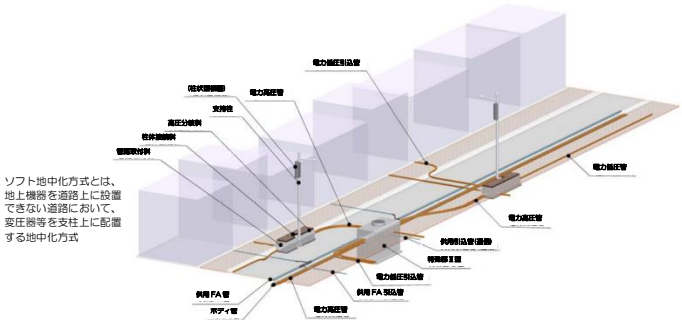
主な変更点は以下のとおりです。（簡易な変更や文言整理などは除いています。）

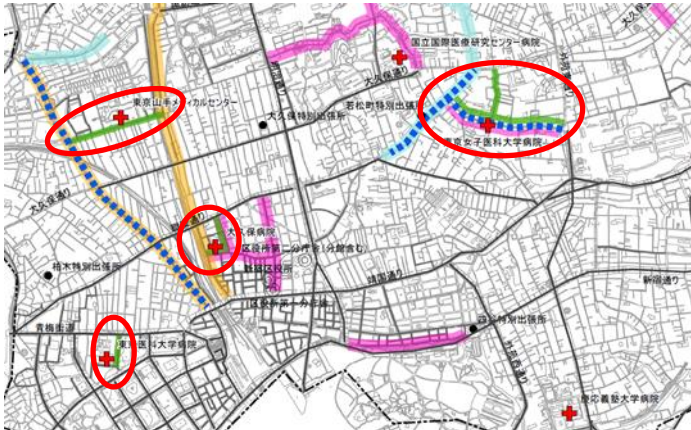
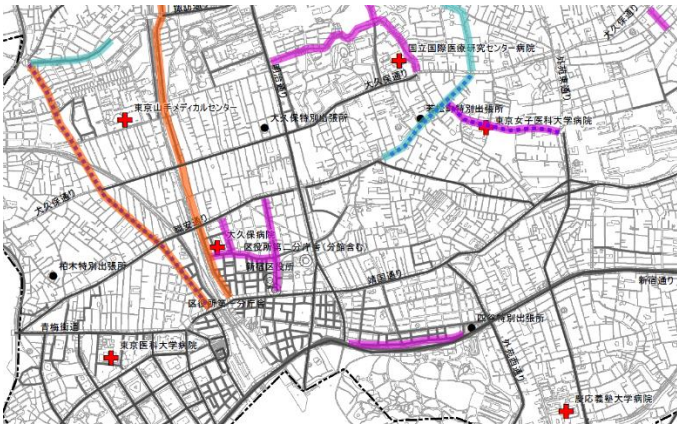
番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
1	目次	参考資料21 1 無電柱化の推進に関する法律・国の無電柱化推進計画.....22 2 東京都無電柱化推進条例・東京都無電柱化計画.....24 3 欧米主要都市と日本の現状.....26 4 無電柱化の整備手法.....27 5 整備方式別無電柱化状況.....29 6 整備対象路線（無電柱化の推進に関する基本的な方針を踏まえた選定）.....31 7 無電柱化チャレンジ支援事業制度.....38 8 都市開発諸制度の活用.....39	参考資料21 用語解説38	パブコメ No.6 「目次に、参考資料と記すだけでなく、項目を記載してください」との趣旨の意見を踏まえ修正
2	P1	■「無電柱化の推進に関する法律」及び国の「無電柱化推進計画」の概要は、p22 参考資料1を参照 ■「東京都無電柱化推進条例」及び「東京都無電柱化計画」の概要は、p24 参考資料2を参照	記載なし	パブコメ No.7 「本文の説明として参考資料に説明があるものは、本文中に注釈を記載してください」との趣旨の意見を踏まえ修正
3	P3	■ 各無電柱化の整備手法の詳細は、p27 参考資料4を参照	記載なし	
4	P7	■ 整備方式別の無電柱化状況は、p29 参考資料5を参照	記載なし	
5	P7	■ 既存ストック方式の詳細は、p9第3章3項を参照	記載なし	

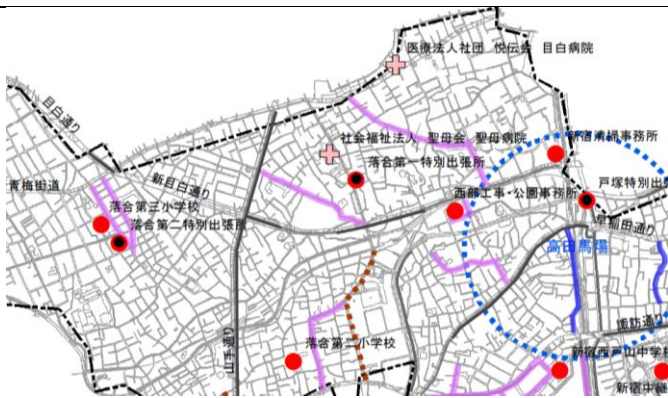
番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
6	P13	■ 整備対象路線の選定についての詳細は、p31 参考資料6を参照	記載なし	パブコメ No.7 「本文の説明として参考資料に説明があるものは、本文中に注釈を記載してください」との趣旨の意見を踏まえ修正
7	P18	■ ソフト地中化方式の概要は、p27 参考資料4を参照	記載なし	
8	P19	■ 「無電柱化チャレンジ支援事業制度」の概要は、p38 参考資料7を参照	記載なし	
9	P19	■ 都市開発諸制度の活用については、p39 参考資料8を参照	記載なし	

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
10	P22	【 無電柱化の推進に関する法律の概要 】 <u>1 目的</u> 災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献する。 <u>2 基本理念</u> ①国民の理解と関心を深めつつ無電柱化推進 ②国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担 ③地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献 <u>3 国の責務等</u> ①国：無電柱化に関する施策を策定・実施 ②地方公共団体：地域の状況に応じた施策を策定・実施 ③事業者：道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発 ④国民：無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力 <u>4 無電柱化推進計画（国土交通大臣）</u> 基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表 <u>5 都道府県・市町村無電柱化推進計画</u> 都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表（努力義務） <u>6 無電柱化の推進に関する施策</u> ①広報活動・啓発活動 ②無電柱化の日（１１月１０日） ③国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施 ④道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施 ⑤無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及 ⑥無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力 ⑦政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施	記載なし	パプコメ No.68 「参考資料の充実をお願いします」との趣旨の意見を踏まえ修正

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
11	P23	【国の無電柱化推進計画の概要】 <u>1 基本的な方針</u> 増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期とする ○無電柱化対象路線 ①防災 ②安全・円滑な交通確保 ③景観形成・観光振興 ④OLB' ック・バ' ラリッ' ック関連 ○無電柱化の手法 ①地中化方式 電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式 ②地中化方式以外の手法 軒下配線方式、裏配線方式 <u>2 無電柱化推進計画の期間</u> 2018年度から2020年度までの3年間 <u>3 無電柱化の推進に関する目標</u> ①防災 ・都市部(DID)内の第1次緊急輸送道路.....34%→42% ②安全・円滑な交通確保 ・バリアフリー化の必要な特定道路.....15%→51% ③景観形成・観光振興 ・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路.....37%→79% ・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路.....26%→70% ・景観法に基づく景観地区等を代表する道路.....56%→70% ④OLB' ック・バ' ラリッ' ック関連 【電線共同溝整備率】 ・センター・コア・エリア内の幹線道路.....92%→完了 ※上記の目標を達成するには、約1,400kmの無電柱化が必要。 <u>4 総合的かつ計画的に講ずべき施策</u> I.多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進 II.財政的措置 III.占用制度の的確な運用 IV.関係者間の連携の強化 <u>5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項</u> I.広報・啓発活動 II.地方公共団体への技術的支援	【国が掲げる無電柱化の推進に関する目標】 ➤ 無電柱化の必要性の高い区間から重点的に無電柱化 ➤ 2018年度から2020年度までの3年間で約1,400kmを無電柱化 <u>①防災</u> ○都市部(DID)内の第1次緊急輸送道路 : 無電柱化率 34%→42% <u>②安全・円滑な交通確保</u> ○バリアフリー化の必要な特定道路 : 無電柱化率 15%→51% <u>③景観形成・観光振興</u> ○世界文化遺産周辺の地区を代表する道路 : 無電柱化率 37%→79% ○重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路 : 無電柱化率 26%→74% ○景観法に基づく景観地区等を代表する道路 : 無電柱化率 56%→70% <u>④オリンピック・パラリンピック関連</u> ○センター・コア・エリア内の幹線道路 : 無電柱化率 92%→完了	パブコメ No.69 「国の無電柱化推進計画の記載内容は、目標だけでなく概要が分かるよう記載してください」との趣旨の意見を踏まえ修正

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
12	P24	【 東京都無電柱化推進条例の概要 】 <u>1 目的</u> 都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に向けて、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために制定された条例。 <u>2 基本理念等</u> ①都民の理解と関心を深めつつ、都、区市町村及び関係事業者の連携並びに都民の協力の下に、無電柱化を推進 ②地域住民の意向を踏まえつつ、良好な街並みの形成に資するよう実施 <u>3 責務規定等</u> ①都：無電柱化の推進に関する施策を策定し、実施 ②関係事業者：道路上の電柱又は電線の設置抑制及び撤去並びに技術開発 ③都民：都が実施する施策に協力（努力義務） <u>4 東京都無電柱化計画</u> 基本的な方針、目標等を定めた東京都無電柱化計画を策定し、公表 <u>5 無電柱化の推進に関する施策</u> ①広報活動及び啓発活動の充実 ②道路法第37条第1項の規定による道路占用の禁止又は制限等 ③無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進及び普及	記載なし	パブコメ No.18 「東京都無電柱化推進条例の概要を、参考資料に記載してください」との趣旨の意見を踏まえ修正
13	P27	 ソフト地中化方式とは、地上機器を道路上に設置できない道路において、変圧機等を支柱上に配置する地中化方式 (出典：東京都電線共同溝整備マニュアル) 図 ソフト地中化方式イメージ図	記載なし	パブコメ No.62 「ソフト地中化方式の概要を入れてください」との趣旨の意見を踏まえ修正

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由																																																																																
14	P29	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>路線名(通称名等)</th><th>整備延長</th><th>整備手法</th><th>整備時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>特別区道 33-750 (早大通り)</td><td>552m</td><td>キャブ方式</td><td>昭和 63 年度(完成)</td></tr> <tr> <td>②</td><td>特別区道 22-311 (補助第 72 号線第Ⅱ期区間第 3 工区)</td><td>217m</td><td>電線共同溝方式</td><td>平成 21 年度から 平成 23 年度(完成)</td></tr> <tr> <td>③</td><td>特別区道 42-520 (三米通り)</td><td>397m</td><td>電線共同溝方式 (既存ストック方式)</td><td>平成 23 年度から 平成 27 年度(完成)</td></tr> <tr> <td>④</td><td>特別区道 23-1361 (聖母坂通り)</td><td>587m</td><td>電線共同溝方式</td><td>平成 25 年度から 無電柱化事業中</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>特別区道 21-580 (補助第 72 号線第Ⅰ期区間)</td><td>352m</td><td>電線共同溝方式</td><td>平成 29 年度から 無電柱化事業中</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>特別区道 43-120 (信濃町駅周辺)</td><td>151m</td><td>電線共同溝方式 (既存ストック方式)</td><td>平成 29 年度から 無電柱化事業中</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>特別区道 11-260 (甲州街道脇南側区道)</td><td>124m</td><td>電線共同溝方式 (既存ストック方式)</td><td>平成 29 年度から 無電柱化事業中</td></tr> </tbody> </table>		路線名(通称名等)	整備延長	整備手法	整備時期	①	特別区道 33-750 (早大通り)	552m	キャブ方式	昭和 63 年度(完成)	②	特別区道 22-311 (補助第 72 号線第Ⅱ期区間第 3 工区)	217m	電線共同溝方式	平成 21 年度から 平成 23 年度(完成)	③	特別区道 42-520 (三米通り)	397m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	平成 23 年度から 平成 27 年度(完成)	④	特別区道 23-1361 (聖母坂通り)	587m	電線共同溝方式	平成 25 年度から 無電柱化事業中	⑤	特別区道 21-580 (補助第 72 号線第Ⅰ期区間)	352m	電線共同溝方式	平成 29 年度から 無電柱化事業中	⑥	特別区道 43-120 (信濃町駅周辺)	151m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	平成 29 年度から 無電柱化事業中	⑦	特別区道 11-260 (甲州街道脇南側区道)	124m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	平成 29 年度から 無電柱化事業中	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>路線名(通称名等)</th><th>整備延長</th><th>整備手法</th><th>整備時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>特別区道 33-750 (早大通り)</td><td>552m</td><td>キャブ方式</td><td>昭和 63 年度(完成)</td></tr> <tr> <td>②</td><td>特別区道 22-311 (補助 72 号線第Ⅱ期区間第 3 工区)</td><td>217m</td><td>電線共同溝方式</td><td>平成 23 年度(完成)</td></tr> <tr> <td>③</td><td>特別区道 42-520 (三米通り)</td><td>397m</td><td>電線共同溝方式 (既存ストック方式)</td><td>平成 27 年度(完成)</td></tr> <tr> <td>④</td><td>特別区道 23-1361 (聖母坂通り)</td><td>587m</td><td>電線共同溝方式</td><td>無電柱化事業中</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>特別区道 21-580 (補助 72 号線第Ⅰ期区間)</td><td>352m</td><td>電線共同溝方式</td><td>無電柱化事業中</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>特別区道 43-120 (信濃町駅周辺)</td><td>151m</td><td>電線共同溝方式 (既存ストック方式)</td><td>無電柱化事業中</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>特別区道 11-260 (甲州街道脇南側区道)</td><td>124m</td><td>電線共同溝方式 (既存ストック方式)</td><td>無電柱化事業中</td></tr> </tbody> </table>		路線名(通称名等)	整備延長	整備手法	整備時期	①	特別区道 33-750 (早大通り)	552m	キャブ方式	昭和 63 年度(完成)	②	特別区道 22-311 (補助 72 号線第Ⅱ期区間第 3 工区)	217m	電線共同溝方式	平成 23 年度(完成)	③	特別区道 42-520 (三米通り)	397m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	平成 27 年度(完成)	④	特別区道 23-1361 (聖母坂通り)	587m	電線共同溝方式	無電柱化事業中	⑤	特別区道 21-580 (補助 72 号線第Ⅰ期区間)	352m	電線共同溝方式	無電柱化事業中	⑥	特別区道 43-120 (信濃町駅周辺)	151m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	無電柱化事業中	⑦	特別区道 11-260 (甲州街道脇南側区道)	124m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	無電柱化事業中	パプコメ No.71 「区の無電柱化の取組み状況が分かるように、表中に整備期間を記載してください」との趣旨の意見を踏まえ修正
	路線名(通称名等)	整備延長	整備手法	整備時期																																																																																
①	特別区道 33-750 (早大通り)	552m	キャブ方式	昭和 63 年度(完成)																																																																																
②	特別区道 22-311 (補助第 72 号線第Ⅱ期区間第 3 工区)	217m	電線共同溝方式	平成 21 年度から 平成 23 年度(完成)																																																																																
③	特別区道 42-520 (三米通り)	397m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	平成 23 年度から 平成 27 年度(完成)																																																																																
④	特別区道 23-1361 (聖母坂通り)	587m	電線共同溝方式	平成 25 年度から 無電柱化事業中																																																																																
⑤	特別区道 21-580 (補助第 72 号線第Ⅰ期区間)	352m	電線共同溝方式	平成 29 年度から 無電柱化事業中																																																																																
⑥	特別区道 43-120 (信濃町駅周辺)	151m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	平成 29 年度から 無電柱化事業中																																																																																
⑦	特別区道 11-260 (甲州街道脇南側区道)	124m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	平成 29 年度から 無電柱化事業中																																																																																
	路線名(通称名等)	整備延長	整備手法	整備時期																																																																																
①	特別区道 33-750 (早大通り)	552m	キャブ方式	昭和 63 年度(完成)																																																																																
②	特別区道 22-311 (補助 72 号線第Ⅱ期区間第 3 工区)	217m	電線共同溝方式	平成 23 年度(完成)																																																																																
③	特別区道 42-520 (三米通り)	397m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	平成 27 年度(完成)																																																																																
④	特別区道 23-1361 (聖母坂通り)	587m	電線共同溝方式	無電柱化事業中																																																																																
⑤	特別区道 21-580 (補助 72 号線第Ⅰ期区間)	352m	電線共同溝方式	無電柱化事業中																																																																																
⑥	特別区道 43-120 (信濃町駅周辺)	151m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	無電柱化事業中																																																																																
⑦	特別区道 11-260 (甲州街道脇南側区道)	124m	電線共同溝方式 (既存ストック方式)	無電柱化事業中																																																																																
15	P33			パプコメ No.72 「災害拠点病院とのアクセス道路が図面に記載されていません」との趣旨の意見を踏まえ修正																																																																																

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
16	P34			パブコメ No.72 「災害拠点連携病院とのアクセス道路が図面に記載されていません」との趣旨の意見を踏まえ修正
17	P41	社会資本整備総合交付金 国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金。(平成22年度創設)	社会資本整備総合交付金 国土交通省が所管する補助金を一括化した総合的な交付金。	パブコメ No.84 「社会資本整備総合交付金の用語解説がわかりにくいので再考してください」との趣旨の意見を踏まえ修正

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
18	P42	新宿区緊急道路障害物除去路線 災害発生時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車などの障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂などにより、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。このため、国、都及び区は、災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて行うこととする。 ※区を選定基準 災害時における救援救護活動を円滑に行うため、救急医療機関や避難所等の各拠点を結ぶ路線を選定する。第1次、第2次で優先順位が定められている。	記載なし	パブコメ No.34 「緊急道路障害物除去路線の説明が用語解説にありません」との趣旨の意見を踏まえ修正
19	P43	東京都緊急道路障害物除去路線 原則として上下各一車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。第1次、第2次、その他で優先順位が定められている。	記載なし	パブコメ No.34 「緊急道路障害物除去路線の説明が用語解説にありません」との趣旨の意見を踏まえ修正

番号	ページ	案(変更後)		素案(変更前)		変更事由																														
20	P46	<table><tr><th>計画</th><th>説明</th></tr><tr><td>東京都無電柱化計画 (平成 30 年 3 月策定)</td><td>都の無電柱化事業の今後 10 年間(平成 30 年度から平成 39 年度まで)の基本方針や目標を定めた計画です。</td></tr><tr><td>新宿区基本構想 (平成 19 年 12 月策定)</td><td>平成 37 (2025) 年の新宿を想定し、区の基本理念、めざすまちの姿、まちづくりの基本目標、区政運営の基本姿勢を示しています。</td></tr><tr><td>新宿区総合計画 (平成 29 年 12 月策定)</td><td>平成 30 (2018) 年度～平成 39 (2027) 年度の 10 年間を計画期間として、基本構想を実現するための区の基本的施策の方向性や、都市計画に関する基本的な方針等を体系的に示しています。</td></tr><tr><td>新宿区まちづくり長期計画 (平成 29 年 12 月策定)</td><td>これまでの「都市マスタープラン」を見直し、新たに「まちづくり戦略プラン」を加えて「まちづくり長期計画」として平成 29 (2017) 年 12 月に策定され、今後の新宿区におけるまちづくりのロードマップとなっています。</td></tr><tr><td>新宿区地域防災計画 (平成 29 年度修正)</td><td>自助・共助・公助の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域及び住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法第 42 条に基づき、新宿区防災会議が作成した防災計画です。</td></tr><tr><td>新宿区交通バリアフリー基本構想 (平成 17 年 4 月策定)</td><td>誰もが、公共交通機関をつかった移動をし易くするための交通バリアフリー化を進める必要があり、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、新宿区における交通バリアフリーの基本構想を示しています。</td></tr><tr><td>新宿区景観まちづくり計画 (平成 28 年 3 月改定)</td><td>区民にとっても、また、新宿を訪れる人にとっても、歩くのが楽しくなる、『美しい新宿』をつくっていくため、地域特性に応じた景観形成基準を定め、特色ある景観づくりを誘導するための計画として定めています。</td></tr></table>	計画	説明	東京都無電柱化計画 (平成 30 年 3 月策定)	都の無電柱化事業の今後 10 年間(平成 30 年度から平成 39 年度まで)の基本方針や目標を定めた計画です。	新宿区基本構想 (平成 19 年 12 月策定)	平成 37 (2025) 年の新宿を想定し、区の基本理念、めざすまちの姿、まちづくりの基本目標、区政運営の基本姿勢を示しています。	新宿区総合計画 (平成 29 年 12 月策定)	平成 30 (2018) 年度～平成 39 (2027) 年度の 10 年間を計画期間として、基本構想を実現するための区の基本的施策の方向性や、都市計画に関する基本的な方針等を体系的に示しています。	新宿区まちづくり長期計画 (平成 29 年 12 月策定)	これまでの「都市マスタープラン」を見直し、新たに「まちづくり戦略プラン」を加えて「まちづくり長期計画」として平成 29 (2017) 年 12 月に策定され、今後の新宿区におけるまちづくりのロードマップとなっています。	新宿区地域防災計画 (平成 29 年度修正)	自助・共助・公助の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域及び住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法第 42 条に基づき、新宿区防災会議が作成した防災計画です。	新宿区交通バリアフリー基本構想 (平成 17 年 4 月策定)	誰もが、公共交通機関をつかった移動をし易くするための交通バリアフリー化を進める必要があり、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、新宿区における交通バリアフリーの基本構想を示しています。	新宿区景観まちづくり計画 (平成 28 年 3 月改定)	区民にとっても、また、新宿を訪れる人にとっても、歩くのが楽しくなる、『美しい新宿』をつくっていくため、地域特性に応じた景観形成基準を定め、特色ある景観づくりを誘導するための計画として定めています。	<table><tr><th>計画</th><th>説明</th></tr><tr><td>東京都無電柱化計画</td><td>都の無電柱化事業の今後 10 年間(平成 30 年度から平成 39 年度まで)の基本方針や目標を定めた計画です。</td></tr><tr><td>新宿区基本構想</td><td>平成 37 (2025) 年の新宿を想定し、区の基本理念、めざすまちの姿、まちづくりの基本目標、区政運営の基本姿勢を示しています。</td></tr><tr><td>新宿区総合計画</td><td>平成 30 (2018) 年度～平成 39 (2027) 年度の 10 年間を計画期間として、基本構想を実現するための区の基本的施策の方向性や、都市計画に関する基本的な方針等を体系的に示しています。</td></tr><tr><td>新宿区まちづくり長期計画</td><td>これまでの「都市マスタープラン」を見直し、新たに「まちづくり戦略プラン」を加えて「まちづくり長期計画」として平成 29 (2017) 年 12 月に策定され、今後の新宿区におけるまちづくりのロードマップとなっています。</td></tr><tr><td>新宿区地域防災計画</td><td>自助・共助・公助の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域及び住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法第 42 条に基づき、新宿区防災会議が作成した防災計画です。</td></tr><tr><td>交通バリアフリー基本構想</td><td>誰もが、公共交通機関をつかった移動をし易くするための交通バリアフリー化を進める必要があり、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、新宿区における交通バリアフリーの基本構想を示しています。</td></tr><tr><td>新宿区景観まちづくり計画</td><td>区民にとっても、また、新宿を訪れる人にとっても、歩くのが楽しくなる、『美しい新宿』をつくっていくため、地域特性に応じた景観形成基準を定め、特色ある景観づくりを誘導するための計画として定めています。</td></tr></table>	計画	説明	東京都無電柱化計画	都の無電柱化事業の今後 10 年間(平成 30 年度から平成 39 年度まで)の基本方針や目標を定めた計画です。	新宿区基本構想	平成 37 (2025) 年の新宿を想定し、区の基本理念、めざすまちの姿、まちづくりの基本目標、区政運営の基本姿勢を示しています。	新宿区総合計画	平成 30 (2018) 年度～平成 39 (2027) 年度の 10 年間を計画期間として、基本構想を実現するための区の基本的施策の方向性や、都市計画に関する基本的な方針等を体系的に示しています。	新宿区まちづくり長期計画	これまでの「都市マスタープラン」を見直し、新たに「まちづくり戦略プラン」を加えて「まちづくり長期計画」として平成 29 (2017) 年 12 月に策定され、今後の新宿区におけるまちづくりのロードマップとなっています。	新宿区地域防災計画	自助・共助・公助の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域及び住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法第 42 条に基づき、新宿区防災会議が作成した防災計画です。	交通バリアフリー基本構想	誰もが、公共交通機関をつかった移動をし易くするための交通バリアフリー化を進める必要があり、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、新宿区における交通バリアフリーの基本構想を示しています。	新宿区景観まちづくり計画	区民にとっても、また、新宿を訪れる人にとっても、歩くのが楽しくなる、『美しい新宿』をつくっていくため、地域特性に応じた景観形成基準を定め、特色ある景観づくりを誘導するための計画として定めています。	パブコメ No.19 「各計画の策定年度を記載してください」との趣旨の意見を踏まえ修正
計画	説明																																			
東京都無電柱化計画 (平成 30 年 3 月策定)	都の無電柱化事業の今後 10 年間(平成 30 年度から平成 39 年度まで)の基本方針や目標を定めた計画です。																																			
新宿区基本構想 (平成 19 年 12 月策定)	平成 37 (2025) 年の新宿を想定し、区の基本理念、めざすまちの姿、まちづくりの基本目標、区政運営の基本姿勢を示しています。																																			
新宿区総合計画 (平成 29 年 12 月策定)	平成 30 (2018) 年度～平成 39 (2027) 年度の 10 年間を計画期間として、基本構想を実現するための区の基本的施策の方向性や、都市計画に関する基本的な方針等を体系的に示しています。																																			
新宿区まちづくり長期計画 (平成 29 年 12 月策定)	これまでの「都市マスタープラン」を見直し、新たに「まちづくり戦略プラン」を加えて「まちづくり長期計画」として平成 29 (2017) 年 12 月に策定され、今後の新宿区におけるまちづくりのロードマップとなっています。																																			
新宿区地域防災計画 (平成 29 年度修正)	自助・共助・公助の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域及び住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法第 42 条に基づき、新宿区防災会議が作成した防災計画です。																																			
新宿区交通バリアフリー基本構想 (平成 17 年 4 月策定)	誰もが、公共交通機関をつかった移動をし易くするための交通バリアフリー化を進める必要があり、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、新宿区における交通バリアフリーの基本構想を示しています。																																			
新宿区景観まちづくり計画 (平成 28 年 3 月改定)	区民にとっても、また、新宿を訪れる人にとっても、歩くのが楽しくなる、『美しい新宿』をつくっていくため、地域特性に応じた景観形成基準を定め、特色ある景観づくりを誘導するための計画として定めています。																																			
計画	説明																																			
東京都無電柱化計画	都の無電柱化事業の今後 10 年間(平成 30 年度から平成 39 年度まで)の基本方針や目標を定めた計画です。																																			
新宿区基本構想	平成 37 (2025) 年の新宿を想定し、区の基本理念、めざすまちの姿、まちづくりの基本目標、区政運営の基本姿勢を示しています。																																			
新宿区総合計画	平成 30 (2018) 年度～平成 39 (2027) 年度の 10 年間を計画期間として、基本構想を実現するための区の基本的施策の方向性や、都市計画に関する基本的な方針等を体系的に示しています。																																			
新宿区まちづくり長期計画	これまでの「都市マスタープラン」を見直し、新たに「まちづくり戦略プラン」を加えて「まちづくり長期計画」として平成 29 (2017) 年 12 月に策定され、今後の新宿区におけるまちづくりのロードマップとなっています。																																			
新宿区地域防災計画	自助・共助・公助の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域及び住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法第 42 条に基づき、新宿区防災会議が作成した防災計画です。																																			
交通バリアフリー基本構想	誰もが、公共交通機関をつかった移動をし易くするための交通バリアフリー化を進める必要があり、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、新宿区における交通バリアフリーの基本構想を示しています。																																			
新宿区景観まちづくり計画	区民にとっても、また、新宿を訪れる人にとっても、歩くのが楽しくなる、『美しい新宿』をつくっていくため、地域特性に応じた景観形成基準を定め、特色ある景観づくりを誘導するための計画として定めています。																																			